

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：貝塚市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.15 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.37 %
全職員	52.93 %

任期の定めのない常勤職員以外の職員:任期付職員・再任用職員・臨時的任用職員・会計年度任用職員・短時間勤務職員

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.57 %
本庁課長相当職	100.74 %
本庁課長補佐相当職	94.66 %
本庁係長相当職	88.48 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— % ※1
31～35年	92.79 %
26～30年	88.28 %
21～25年	93.68 %
16～20年	86.26 %
11～15年	83.57 %
6～10年	96.17 %
1～5年	86.33 %

＊ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【備考】

※1：勤続年数別：36年以上の女性職員がいないため差異の算出は不可。